

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(株)丸善石部店  
湖南市石部東 505-1 ほか
- 2 提出された意見の概要  
湖南市からの意見
  - (1) 青少年の健全育成のため、深夜（午後 10 時以降）の営業については、非行を誘発する恐れがあるのでご留意いただきたい。
  - (2) 青少年の健全育成のための地域住民のパトロールや関係機関のパトロールについては、好意的に受け止めていただきたい（店内でのパトロール等）。
  - (3) 有害図書について、ご留意いただきたい。
  - (4) 万引き等、非行の温床にならないように、また犯罪がおこった場合、警察の連携など、店としての対処方法について定めていただき対処願いたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75  
湖南市産業建設部商工観光課 湖南市中央一丁目 1 番地
  - (2) 縦覧期間  
平成 20 年 7 月 16 日から平成 20 年 8 月 18 日まで